



1都3県の緊急事態宣言が3月7日に解除されたことに伴い、**雇用調整助成金の特例措置の延長**についても**期限が明確となりました**。4月末までの休業を対象に現行の特例措置が適用されるものとし、**5月6月の2ヶ月間**については、**1人1日あたりの助成額の上限が15,000円→13,500円（休業支援金等は上限11,000円→9,900円）に引き下げ**られることとなります。7月以降はさらなる縮減を行うと発表されるとともに、新たな雇用を後押しする施策として「**産業雇用安定助成金**」が**新設**されている点からも、長引くコロナ禍の影響を休業ではない形で乗り越える工夫が求められています。

■ 中途採用比率の公表が義務化（2021年4月～）

労働施策総合推進法の改正により、**従業員301人以上の企業は「中途採用比率」の公表が義務づけ**られます。働き方改革の一連として政府は「多様な働き方」を推奨しており、従業員数が多くなるほど中途採用の比率が低く新卒採用に集中している実態があることから、大企業（従業員数301人以上）に限って義務化されることとなりました。その目的は、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活のさらなる充実、再チャレンジを可能とするための環境整備です。

<義務化の内容>

- ①直近の3事業年度の各年度について
- ②採用した正規雇用労働者の中途採用比率をインターネットの利用やその他の方法により公表すること



1. 直近3事業年度の考え方

4月1日～3月31日が事業年度の企業が、2020年度の採用活動を終了し、正規雇用労働者の中途採用比率の公表ができる状態となり、2021年8月31日に公表を行う場合

直近3事業年度

2. 正規雇用労働者の中途採用比率の計算方法

	正規雇用労働者の採用数 (A)	うち 中途採用者数(B)	公表する中途採用比率 (B/A*100により算出した比率の 小数点以下第一位を四捨五入)	
			計算式	結果
2018年度	46人	16人	$16/46*100=34.78\dots$	≒ 35%
2019年度	32人	13人	$13/32*100=40.62\dots$	≒ 41%
2020年度	38人	7人	$7/38*100=18.42\dots$	≒ 18%

中途採用比率
(公表値)

<注意点>

- ・高年齢者雇用安定法上の「再雇用」は、中途採用として取り扱わない
- ・非正規→正規雇用転換は、中途採用として取り扱う
- ・グループ会社等からの出向や転籍は、出向先及び転籍先の中途採用として取り扱わない
- ・公表対象年度の終了時点において試用期間中である者は、中途採用比率の計算に含める
- ・公表の時点ですでに退職している者は、勤務実態があれば中途採用比率の計算に含める



■障害者の法定雇用率が引き上げ（2021年3月1日～）

障害者雇用においては、従業員数100名を超える企業で法定雇用率が未達の場合に、不足する障害者数に応じて1人当たり月額50,000円の「障害者雇用納付金」を納付しなければなりません。納付金を財源に、法定雇用率を達成している企業へ報奨金や助成金を支給する仕組みとなっています。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。



＜新型コロナウイルス感染症に関するQ & A＞

障害者雇用納付金の申告にあたり、雇用する障害者の実労働時間数を確認する必要があるところ、感染の有無や濃厚接触者となったときの取り扱いがQ & A形式で公表されています。

Q：コロナウイルスに感染した障害者が休業し、賃金も休業手当も支払っていない場合は？

A：感染症法に基づき、賃金等の支給の有無を問わず実労働時間に計上してください

Q：濃厚接触者となった障害者を休業させ、賃金も休業手当も支払っていない場合は？

A：保健所から濃厚接触者と言われた場合は上記と同様の対応となりますが、そうでない場合は実労働時間に含めることはできません

■「産業雇用安定助成金」が新設

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方に対して助成されます。

在籍型出向



■出向運営経費

賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など出向中に要する経費の一部を助成
(中小企業：経費×4/5等、上限12,000円/日)

■出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用など出向の成立に必要な措置について定額を助成
(出向元/出向先：1人当たり各10万円)

※ 出向元と出向先の双方に要件があり、双方が要件を満たさない限り申請することはできません。

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル46F TEL：03-3349-8370
 【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋7F TEL：052-589-8753
 【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル6F TEL：092-273-0503

E-mail：contact@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

